

電波利用環境委員会報告（案）（SC/B関連）

～ CISPRの審議状況及び杭州総会対処方針について ～

1 CISPRの審議状況

CISPR（国際無線障害特別委員会）の小委員会においては、平素からアドホック会合やメール審議等を通じて、非常に幅広い分野にわたり、妨害波に係る許容値及び測定法について審議が行われているところであるが、昨年CISPRストレージャ会議後から本年CISPR杭州会議前までの約1年の間に行われた主な審議の状況については、別紙1のとおりである。

なお、我が国は、CISPRのB小委員会及びI小委員会の幹事国を務めており、これら2つの小委員会に幹事及び幹事補を送り出しているほか、各小委員会の作業班に専門家を送り、また、当該専門家が作業班に設けられた各種プロジェクトのリーダーを務めるなど（別紙2を参照）、CISPRにおける妨害波の許容値及び測定法の標準化活動の全般に渡り、積極的に貢献している。

2 CISPR杭州総会対処方針

CISPR会議（総会）は毎年1回開催されるが、本年は平成28年10月24日から11月4日まで、中国の杭州において開催される。その対処方針の概要は別紙3のとおりである。

C I S P Rにおける最近の審議状況

5 B小委員会（ISM機器や電力線の妨害波に関する規格を策定）

(1) 工業、科学及び医療用装置(ISM装置)の妨害波に関する規格(CISPR 11)の改定

平成22年5月のCISPR 11 第5.1版発行後、以下の3つのメンテナンスチームを設けて検討を行ってきた。①太陽光発電用GCPC（系統連系電力変換器）の直流電源ポートにおける妨害波端子電圧の許容値及び測定法、②APD（振幅確立分布）法の電子レンジへの適用、③電磁誘導加熱式調理器の規定がCISPR 14-1（家庭用電気機器の妨害波に関する規格）に移管されたことによるCISPR 11からの当該規定の削除等の全般的な見直し。その成果を反映した第6版が平成27年6月に発行された。

このうち2つのメンテナンスチームは我が国が提唱し、それぞれのリーダーを務めたもので、太陽光発電やデジタル通信・放送など、新しい技術の進展に対応する規格の改定に我が国として大きな役割を果たした。

(2) CISPR11次期改定作業の開始

第6版が発行されたことから、杭州会議から第6版の改定に係る審議が本格化される。杭州会議では、タスクフォースにてすでに審議を進めている①ワイヤレス電力伝送（WPT）と、②太陽光発電装置以外の系統連系電力変換装置及び系統に連系されないDC/DC電力変換装置について、それぞれの要件を規定するCISPR 11の補遺を策定する改定作業を、これまで通り我が国主導による作業運営が実施できるよう積極的に審議に寄与する。

(3) 架空電力線、高電圧装置の妨害波特性に関する規格（CISPR/TR 18）の改定

（要，見直し）平成22年6月に発行されたCISPR/TR 18-1、18-2及び18-3の第2版は、残された課題や電力輸送システムを取り巻く状況の変化があることから、平成24年のバンコク会議でCISPR/TR 18の次期メンテナンスをプロジェクトとすることが決定され、我が国のエキスパートも協力して改定案の作成が進められている。

(4) 電気鉄道システムの妨害波特性に関する規格（CISPR/TR 26）の審議

CISPR/TR 26は旧CISPR C小委員会において平成2～11年に審議された規格である。旧CISPR C小委員会での審議過程において、規格原案を我が国から提供し、規格化を提案してきたが、電気鉄道関連委員会であるIEC/TC9が提案・作成したIEC

62236シリーズの規格原案との整合性を巡って調整が難航し、平成12年に一旦取り下げられた（旧CISPR C小委員会が作成した規格原案の一部は、IEC/TC9が発行したIEC 62236-2に反映されている）。平成26年度に我が国より最新の振幅確率分布（APD）測定技術の追加を提案し、平成27年度のCISPR/B/WG2ストレージャ会議におけるCISPR/B議長の提案を受けてIEC/TC9でのIEC 62236の改訂作業との調整を行ってきた。調整の結果、海外ではAPDによる走行列車の測定評価の事例がほとんどないことから、時期尚早として次期改訂に先送りすることとなった。我が国としては、今後さらに測定事例を充実させながら、IEC 62236の次期改訂に間に合うよう、2～3年後にCISPR/BへNWIPを提案するための準備を進める予定である。

(5) ワイヤレス電力伝送システムの審議

我が国の提唱によりタスクフォースを組織し、EV用WPT充電器をはじめとするパワーエレクトロニクス用WPTについて許容値及び測定法の審議を進めている。ストレージャ会議後の活動としては、本年4月、米国、シンシナティにて中間会合を開催した。同会合には9か国と1国際機関より25名のエキスパートが参加し、WPTの規定をCISPR 11に追加するDC骨子案及び今後の作業スケジュールを合意した。許容値に関しては、日・欧のエキスパート4者から提案があり、DCに盛り込む許容値案を合意した。我が国の79kHz～90kHz帯における許容値の提案は本年3月15日に改正された電波法施行規則の技術基準に基づいており、本委員会WPT作業班にて周波数共用が確認され、答申されたものである。また、測定法についても、我が国からの実測結果に基づく提案を反映している。同会議後に、これらの合意を盛り込んだCD文書が回付・意見照会されており、杭州会議においては各国意見集を審議する予定である。

C I S P R 杭州総会対処方針

3 各小委員会の個別対処方針

最近の審議状況、審議結果を受けた各分野のCISPR規格の改定について、検討が予定される。主な対処方針は以下のとおり。

(4) B小委員会

ア 工業、科学及び医療用装置 (ISM装置) の妨害波に関する規格 (CISPR 11) の改定

CISPR11第6版の改定に係る審議が開始される。全般的改正に関する各国意見照会結果審議, WPTのCD文書に対する各国意見の確認, 及びSPCでの直流電源端子許容値適用拡大のCD原案審議に対し、全面的に協力する。WPTやSPC関連の改定作業は、これまでどおり我が国主導による作業運営が実施できるよう積極的に審議に寄与する。

イ 架空電力線、高電圧装置の妨害波特性に関する規格 (CISPR/TR 18) の改定

第3版のDTRに対する投票結果と発行に向けた作業の進捗状況を確認するとともに、次期の改訂に向けた作業項目・内容に関する審議に寄与する。

ウ ワイヤレス電力伝送システムの審議

(要確認)DC案の審議においては、これまでの我が国の提案を反映されるように努めつつ、早期の文書化を推進する。今後の作業スケジュールについては、新しいメンテナンスサイクルを確認し、CISPR 11の修正の早期発行の合意を得られるよう審議を促進する。また、ITUにおけるWPTの基本周波数の特定に係る審議状況を考慮して対処する。